

## JFA・Fリーグ特別指定選手制度

### 1. 目的

本制度はフットサル選手として最も成長する年代に、種別や連盟の垣根を越え、「個人の能力に応じた環境」を提供することを目的とする。受入先のFクラブが当該選手の高い能力をさらに伸ばすための環境を有し、且つ、同選手をFリーグの公式試合に積極的に出場させる具体的計画を有することを本協会による認定の条件とする。

### 2. 概要

下記3. に定める要件をすべて満たし、受入先のFリーグ所属クラブ(以下、「Fクラブ」という)の申請に基づき公益財団法人日本サッカー協会(以下、「本協会」という)が認定した選手(以下、「特別指定選手」という)は、所属チームに登録したまま受入先のFクラブの選手としてFリーグ等の試合に出場可能となる。

### 3. 認定要件

- 日本国籍を有するか又は外国籍扱いしない選手(本協会「加盟チーム規則第10条に該当する選手)であること
- JFAフットサル加盟登録選手であること
- Fリーグに所属していないチームに所属する選手であること
- 申請年度4月2日時点で23才以下であること
- 競技を行う上で身体的支障が無いと証明されたこと

### 4. 受入先クラブ

選手を受け入れることができるクラブは次の通りとする。

- Fリーグ所属クラブ

### 5. 認定基準及び手続き

受入先のFクラブは、下記に定める手続きに従い、当該選手の所属チーム、選手本人(※選手が未成年の場合は法定代理人の同意も必要)及び受入先クラブの三者間(所属チームがクラブチームの場合は当該選手が在籍する学校を含めた四者間)で合意した上で、本協会フットサル委員会に対し特別指定選手に係る申請を行うものとする。

- 受入先Fクラブは、別添の覚書(「特別指定選手の活動に関する覚書」)を選手等との間で締結する。
- 受入先Fクラブから認定解除申請が提出されるまで、選手は特別指定選手として認定されるものとする。なお、特別指定選手として認定される期間(以下、単に「認定期間」という)は、本協会による認定日から当該日の属するFリーグ登録年度の終了日(3月31日)までとする。
- 認定期間中、Fクラブは本協会より指定された期日までに特別指定選手の活動報告及び活動予定(3ヶ月分)を本協会に提出するものとする。活動報告書の提出がなされない場合や活動実績が認められないと本協会が判断した場合には、特別指定選手の認定解除となる場合もある。
- 認定期間中毎月、選手が延べ20日以上受入先Fクラブにおいて活動し、或いはFリーグ公式戦に1試合以上ベンチ入りまたは出場すること。
- Fクラブは、当該選手の高い能力をさらに伸ばす環境を有し、且つ、同選手をFリーグ公式試合に積極的に出場させる具体的計画を有すること。
- 1クラブで同時期に受入れることのできる特別指定選手は、3名までとする。
- 認定期間満了によって自動的に認定解除となる。

## 6. 認定解除

受入先Fクラブまたは選手が特別指定選手の認定期間中に認定解除を希望する場合、受入先Fクラブは本協会に対し所定の書式にて認定解除申請書を提出しなければならない。この場合、受入先Fクラブは覚書締結時に合意したすべての者から解除に関する合意を得なければならない。本協会は、以下の場合に認定解除することがある。

- ・ 受入先Fクラブが報告書の提出義務を怠った場合
- ・ 当該活動が本制度の目的に反すると本協会が判断した場合
- ・ 上記の他、受入先Fクラブまたは選手が「特別指定選手の活動に関する覚書」または本要項に違反した場合

## 7. 活動対象試合

「Fリーグ特別指定選手」として承認され、且つ「日本フットサルリーグ要項」第53条に定める届出を受理された選手は、次の試合への出場資格を有するものとする。

- Fリーグ
- プレーオフ
- リーグカップ戦
- プレシーズンマッチ

## 8. 申請書類

受入先Fクラブは、以下の全ての申請書類を本協会フットサル委員会へ提出する。

※ 提出は全て指定する宛先にデータで毎週火曜日までに提出するものとする。

※ 本協会は、原則として翌週の火曜日までに認定の可否について回答する。但し、提出された書類に不備があった場合や、本協会の休業日があった場合等はさらに時間を要することがある。

- Fリーグ特別指定選手申請書
- 活動予定表(当月分を含む3ヶ月分)
- 覚書(写)
- メディカルチェック報告書(写)

## 9. 懲戒罰の消化対象試合

特別指定選手が所属チームの試合で受けた懲戒罰は、所属チームの同一競技会における直近の試合に適用し、Fリーグ試合には適用しないことを原則とする。また特別指定選手がFリーグ試合で受けた懲戒罰は、Fリーグの同一競技会における直近の試合に適用し、所属チームの試合には適用しないことを原則とする。

但し、JFA懲罰規程第4条第1項から第12項に該当する場合については、JFA規律委員会が懲罰を決定する。

## 10. 経費

選手の活動にかかる以下の経費は、実費を受入先クラブが負担するものとする。

項目	内容
傷害保険	傷害保険（傷害に関する補償）に関わる経費
メディカルチェック	受診費用

以上